

地方の道路整備の促進に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

本町においては、国道2号や国道31号などの朝夕の慢性的な渋滞は、町民生活のみならず産業活動にも重大な支障を及ぼしている。

将来にわたり、自主的・自立的に個性ある地域づくりを展開していくためには、地域内外の道路網の整備は極めて重要な課題であり、交通渋滞解消のため国道2号東広島バイパスや広島南道路の整備は、本町の極めて重要な課題となっている。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民の要求は依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

- 1 国民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を策定するに当たっては、地域間格差への対応、国際競争力の強化、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く汲み取るとともに、国民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 3 我が国の成長力や地域経済の強化を図るため、国土の根幹的な社会資本である高速自動車国道については、必要な道路を着実に整備するとともに、料金の引き下げなどの既存ネットワークの効率的活用・機能強化のための措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。
- 4 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月12日

広島県海田町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総務大臣 増田 寛也 殿

財務大臣 額賀 福志郎 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三 殿